

《コロナに負けるな！経営者の決意》 『40億円の借金を返した経営者』 湯澤 剛 氏（神奈川同友会会員）の決意



各同友会・支部で講演された湯澤剛氏（ユサワフードシステム 社長、神奈川同友会会員）が、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して『先のこと分からず、結果の見えない時は結果でなくプロセスに集中する』とブログ（『折れない心のつくり方』<https://ameblo.jp/2471-13/>）に投稿しています。

ご本人の許可を得て、皆さんにご紹介致します。

コロナウイルスの影響は大きくなるばかり。3月は売上40%減だったが4月に入り売上80%減少のペースで推移している。売上の減少もさることながら、スタッフやお客様の感染リスクを考えると休業せざるを得ない状況になってきている。（中略）

そんな時は、先の事や結果を考えるのではなく、その手前のプロセスに集中する。多額の負債を背負って途方に暮れた時、とにかく一定の期間だけやり抜くと決めて、作成した手作りの日めくりカレンダー。どんなに結果がでなくても、先が見えなくて不安でも、状況が悪化しても、5年間＝1827日だけはやり抜く。1日1日を乗り切るというプロセスだけに集中する。そして5年やり切って、そこで状況が悪化していたら破産でも何でも受け入れる。そう決めたら一気に心が楽になった。「とにかくやるだけやって、駄目なら仕方ない」と吐がくれた。覚悟が定まった。

今回も同じ。先ことはわからない、結果も見えない今は、とにかく1日1日乗り切っていくことに集中する。今回は、今日から6月30日までの80日間が勝負！余計なことを考えずに、とにかくこの80日間を乗り切る。7月になる頃には必ず状況も変わっている！先のことわからない、結果の見えない時には、結果にコミットするのではなく、とにかく迷わず1日1日乗り切っていくというプロセスに集中する。その先にはきっと光が見える。

雇用調整助成金※の特例措置が拡大しました

※経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置	
	現行（一般的な場合）	緊急対応期間 （4月1日から6月30日まで）
経営上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指数要件 （3カ月10%以上低下）	生産指数要件 （1カ月10%以上低下）	生産指数要件 （1カ月5%以上低下）
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	据え置き	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める （1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める （1月24日～ 6月30日まで ）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間

※上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化**（・記載事項を約5割削減 ・添付書類は既存書類で可能 等）も行われています。